

岐阜県公報

第二千七百三十五号
平成二十八年三月二十九日

(火曜日)

目次

規 則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(農 政 課) 二〇九ページ

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 二二〇

道路の区域変更

(道路維持課) 二二〇

道路の供用開始

(同) 二二〇

自転車及び歩行者専用道路の指定

(同) 二二〇

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二二一

各務原都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二二一

可児都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二二一

訓 令 甲

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課) 二二三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二二三

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二二三

公共測量の終了

(用地課) 二二三

揖斐都市計画道路事業の周知

(都市整備課) 二二三

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 二二三

規 則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例別表十九の表に規定する手数料のうち、同表備考の規定により加算する額」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 条例別表一の表に規定する手数料
 - 二 条例別表十一の二の表に規定する手数料
 - 三 条例別表十二の二の表に規定する手数料
 - 四 条例別表十四の二の表に規定する手数料
 - 五 条例別表十五の二の表に規定する手数料
 - 六 条例別表十九の表に規定する手数料のうち、同表備考の規定により加算する額
- 附 則
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百九号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	種別	配給会社名
映画	変態芸術 吸いつく結合	ホーピー映画	ホーピー映画
映画	汗ばむ美乳妻 夫に背いた風下がり	ホーピー映画	ホーピー映画
映画	淫欲開花！ 魅惑のラフハウス	ホーピー映画	ホーピー映画
映画	華魂 幻影	渋谷プロダクション	新東宝映画
映画	人妻Gスポット たまらない快感		

2 指定年月日

平成28年3月29日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	七富 宗加線	加茂郡七宗町神淵字上阿 羅田一六〇三番一―地先 から 同郡同町同字下阿 羅田一六五八番二―地先ま で	前	三九 ・八四	三五〇	
			後	七三 ・二〇七	三五〇	

岐阜県告示第二百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
一般 国道	三三六 六十号	飛驒市宮川町打保字ナリテ山 九八五番一―六地先から 同市同町同字同 九八五番二―八地先まで	一〇五 ・五	平成 二六・三 ・元	平成 二二・一〇 ・七

岐阜県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定により自転車

及び歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第五項の規定により告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	指定する日	備考
県道	岐阜小倉公園自転車道線	関市下白金字枳穀二二五二番地先から同市小屋名字下中島三七六番二二地先まで	平成二六・三・二九	

岐阜県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十七年十一月十二日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで
 四 事業地
 事業地を表示する図面において表示する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁 中 一 般
 各 現 地 機 関

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県官報報告規程の一部を改正する訓令

岐阜県官報報告規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スカイレスキュー
- 三 代表者の氏名 村瀬 博厚
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大洞桜台三丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、無人航空機の操縦及び活用に関する事業を行い、無人航空機を活用した災害救援や地域活性化等を通じて公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年三月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NSK事業推進&スポーツ科学協会
- 三 代表者の氏名 古田 国義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下六丁目八五番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、社会一般に対して、技術者の科学研究、技術を活用し、スポーツ選手に対する保健ボランティア、高齢者、障害者に対する医療、福祉ボランティアの推進、障害者に対する企業の自立支援活動、清掃活動を通じて住みよいまちづくりに関する普及啓発事業を行い、技術、保健、福祉及び医療、環境が調和されたシルバー社会と

工口社会の構築に寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量（数値地形図作成及び道路基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月三日から

同 二十八年二月二十九日まで

四 作業地域

美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町及び加茂郡白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十七年十月二十二日から

同 二十八年三月十四日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

揖斐都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

揖斐都市計画道路事業

三・四・三号 大野揖斐川線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分
岐阜県揖斐郡揖斐川町上三野字登り、三輪字日産起、字雁島、字梅島、字中新田及び字北新田内

使用の部分 なし

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土				

木曾川右岸用水土地改良区連合	平成 六・一七	理事	赤塚新吾	加茂郡八百津町八百津三二二五番地一
----------------	------------	----	------	-------------------

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土				

木曾川右岸用水土地改良区連合	平成 六・二三	理事	金子政則	加茂郡八百津町八百津三八八三番地
----------------	------------	----	------	------------------

平成二十八年三月二十九日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一 号 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社